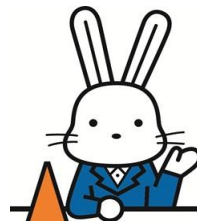


離婚

離婚されるときの手続き



離婚されるかたへ手続きのご案内です。住所が福島市以外のかたは住所地へお問合せください。

R7.7.22 改正

離婚に伴う手続き一覧 (対象となるかた)	● 手続き内容 □ 必要なもの	手続き窓口		
		市役所 市民課	支所・ 茂庭 出張所	担当課 (お問合せ先)
☐ 離婚	☐ 離婚届 ☐ 調停調書謄本等(調停・裁判離婚などの場合) ☐ 本人確認書類(マイナンバーカードなど) ※ 離婚後も婚姻中の姓を名乗る場合はお問合せください	○	○	市民課 戸籍係 525-3733
☐ 住所異動の届出 (同時に引越しをするかた)	● 引越しの手続きがあります ※ 転入・転居・転出のチラシをご覧ください	○	○	市民課 総合窓口係 525-3732
印鑑登録 ☐ (姓を含めた印鑑で登録しているかた) (婚姻時の姓を名乗らないかた)	● 登録証は破棄または返却してください ※ 離婚届と同時に使用できなくなります ● 引続き登録を希望するかたは再登録が必要です ☐ 本人確認書類(マイナンバーカードなど) ☐ 新たに登録する印かん ※ 原則、本人からの申請となります			
☐ マイナンバーカードに関して (婚姻時の姓を名乗らないかた) ☐ 住民基本台帳カードに関して (婚姻時の姓を名乗らないかた)	● カードに変更後の姓を記載します ☐ マイナンバーカード ☐ 住民基本台帳カード	○	○	スマート窓口推進課 スマート窓口推進係 535-7311
☐ 保育施設の届出 (入所している子どもがいるかた) (入所申込をしているかた)	● 右記にお問合せください ※ 認可外保育施設を希望のかたは各施設にお問合せください	×	×	幼保企画課 幼保認定係 525-3750
☐ 児童手当の申請 ① (受給者のかた) または ② (新しく受給者となるかた)	① ● 姓の変更手続きがあります ☐ 姓が変わった預金通帳(キャッシュカードでも可) ② ● 新しく受給者になるかたの新規認定手続きがあります ☐ 新しい受給者の健康保険証(受給者の変更の場合) ※ 3歳未満の子がいる方で、私立学校共済組合以外の共済組合の方 ☐ 新しい受給者名義(新しい姓)の預金通帳(キャッシュカードでも可) ※ ①、②ともに必要なものについては当日お持ちでなくとも手続きができます (後日提出可) ※ 公務員のかたは職場で手続きをしてください ※ 新しく受給者になるかたは、15日以内に申請してください	○	○	こども政策課 子育て給付係 572-7103
☐ 児童扶養手当に関して	● 右記にお問合せください	×		
☐ 子ども医療費助成に関して	● 右記にお問合せください	○	○	共生社会推進課 医療助成係 525-3747
☐ ひとり親家庭医療費助成に関して	● 右記にお問合せください	×	○	共生社会推進課 医療助成係 525-3747

裏面もあります

【窓口案内】 市外局番(024)

福島市役所	535-1111	渡利支所	523-5001	杉妻支所	546-3365	蓬萊支所	548-4508	清水支所	557-2388
東部支所	534-2471	北信支所	554-1111	吉井田支所	546-3469	西支所	593-1001	土湯温泉町支所	595-2051
信陵支所	557-6001	立子山支所	597-2111	飯坂支所	542-2111	松川支所	567-2111	信夫支所	545-2170
吾妻支所	526-3350	飯野支所	562-2111	茂庭出張所	596-1001				

離婚に伴う手続き一覧 (対象となるかた)	● 手続き内容 □ 必要なもの	手続き窓口		
		市役所 市民課	支所・ 茂庭 出張所	担当課 (お問合せ先)
☐ 国民健康保険の届出 (加入しているかた) (社会保険の扶養を抜けて国民健康保険に加入するかた)	● 変更の手続きをしてください □ 保険証または資格確認書(70～74歳のかたは高齢証も) ※ 限度額の認定証なども変更の手続きが必要です ● 配偶者の扶養から抜ける場合、国民健康保険へ加入の手続きがあります ※ 加入には社会保険の資格喪失証明書が必要です(配偶者のお勤め先にてお取りください)	○	○	国保年金課 国保資格係 525-3735
☐ 後期高齢者医療 (加入しているかたで姓が変わるかた)	● 手続き不要です ※ 後日、新しい資格確認書または資格情報のお知らせを住所地に郵送します	—	—	国保年金課 後期高齢者医療係 525-3724
☐ 介護保険 (介護保険の保険証をお持ちのかたで姓が変わるかた)	● 手続き不要です ※ 後日、新しい保険証を住所地に郵送します	—	—	介護保険課 介護資格係 525-6551
☐ 国民年金、厚生年金 (扶養除外となったかた) (年金を受給されていて姓が変わるかた)	● 右記にお問合せください ※ 配偶者の扶養から抜けるかたで、新たに自分で保険料を納めるかたは、種別変更の手続きをしてください ※ 種別変更の手続きには社会保険の資格喪失証明書が必要です(配偶者のお勤め先にてお取りください)	△ 一部 取扱	△ 一部 取扱	国保年金課 国民年金係 525-3738
離婚時の年金分割をご希望のかたは 右記にお問合せください。 ※ 離婚後2年以内に請求の手続きが必要です		東北福島年金事務所 535-0141 ※ 音声案内		
☐ 各種障がいなどの手帳に関して (お持ちのかたで姓が変わるかた)	● 姓の変更手続きをしてください □ 各種障がいなどの手帳 □ 写真(療育手帳の場合) ※ 写真のサイズは縦4cm×横3cmです	○	○	障がい福祉課 障がい給付係 525-3796
☐ 重度心身障がい者医療費助成に関して (受給しているかたで姓が変わるかた)	● 姓の変更手続きをしてください □ 受給者証 □ 新しい姓の預金通帳	○	○	共生社会推進課 医療助成係 525-3747
☐ 自立支援医療に関して (受給しているかたで姓が変わるかた)	● 姓の変更手続きをしてください □ 受給者証	×	○	障がい福祉課 障がい給付係 525-3796
☐ 結核等感染症患者に関すること 肝炎治療受給者証交付申請など (受給しているかたで姓が変わるかた)	● 右記にお問合せください	×	×	保健福祉センター 感染症・疾病対策課 感染症対策係 572-3152
☐ 指定難病医療費助成に関して (受給しているかたで姓が変わるかた)	● 右記にお問合せください	×	×	保健福祉センター 感染症・疾病対策課 難病支援係 573-4384
☐ 小児慢性特定疾病医療費助成に関して (受給しているかたで姓が変わるかた)	● 右記にお問合せください	×	×	こども家庭課 母子保健係 525-7671
☐ □座振替に関して (口座振替で市税などを納付しているかたで姓が変わるかた)	● 金融機関で再度手続きをしてください □ 納税通知書 □ 預金通帳 □ 印かん(通帳印)	×	×	納税課 納税管理係 525-3717
☐ 飼い犬に関して (犬の飼い主で姓が変わるかた)	● 変更の手続きをしてください	○	○	保健福祉センター 衛生課 動物愛護係 597-6409
☐ バイクなどのナンバーに関して (125cc以下のバイクなどをお持ちのかた)	● 変更の手続きをしてください □ 標識交付証明書	×	×	市民税課 税制係 525-3713
☐ 水道に関して (使用者の名義が変わるかた)	● 変更の手続きをしてください ※ 電話で手続きできます	×	×	福島市水道料金 お客さまセンター 526-0735
☐ 市営住宅に関して	● 右記にお問合せください	×	×	福島市営住宅 管理センター 525-3757